令和４年９月 21 日

関係各位

京都府商工労働観光部長

With コロナに向けた新たな段階への移行について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。
今般、９月 21 日に開催された第 73 回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定した取組について、府民や府内事業者の皆様に対して、幅広く周知させていただきたいと考えております。
つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。

記

１．With コロナに向けた新たな段階への移行【感染対策】

府内の感染状況は改善基調を維持し、今も新たな陽性者の発生は続いておりますが、京都 BA.5 対策強化宣言の発出時と比べ新規陽性者数は減少傾向となっており、また、病床使用率も国から示された宣言の目安を下回っている状況です。
こうした状況の中で、国においては、**新型コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立をより強固なものとした With コロナに向けた新たな段階に移行することとされ、全数届出の見直しが９月２６日から全国一斉にスタート**します。
オミクロン株ＢＡ．５系統を中心とする感染拡大の防止を目的とした**京都ＢＡ．５対策強化宣言については、９月２５日をもって終了**することとし、With コロナに向けた新たな段階に移行していくこととします。

【With コロナに向けた新たな段階への移行に向けた取組内容】
- **高齢者等の重症化リスクのある方を重点的に対応**
- **自宅療養者等、重症化リスクの少ない方へも、しっかりとフォローアップ**
- **感染拡大防止と社会経済活動の両立**

新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありませんので、府民の皆様には、改めて一人ひとりが、「自分が感染しない」、「ほかの人に感染させない」、「感染をひろげない」を常に意識して行動いただくようお願いします。

※詳細は、別紙「With コロナに向けた新たな段階への移行【感染対策】」を参照

２．With コロナに向けた新たな段階への移行【療養体制】

【療養体制の新たな対応の概要】

〔実施日〕

令和４年９月２６日から開始

〔発生届対象者の変更〕

患者の発生届の対象を４類型に限定

・４類型

①６５歳以上の者
②入院を要する者
③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者、又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
④妊婦

〔感染者数の把握について〕

感染者の年代別全数把握を継続（届出対象外患者も含む）

〔With コロナに向けた療養体制の考え方〕

・発生届の対象となる４類型の方（高齢者等の重症リスクのある方等）に対しては、保健所がこれまでどおり健康観察を実施
・発生届対象外の方の症状悪化時の対応や、発生届対象者を含む自宅療養の方の支援を行うため「京都府健康フォローアップセンター」を設置

〈京都府健康フォローアップセンターの役割〉

・健康相談
・宿泊療養の受付
・生活支援物資の送付・パルスオキシメーターの貸出

※詳細は、別紙「With コロナに向けた新たな段階への移行【療養体制】」を参照

With コロナに向けた新たな段階への移行【感染対策】

別紙

Ⅰ　基本的な感染防止対策の徹底

1　自分が感染しないために

・正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用、こまめな換気による空気の入れ換えを行ってください。

［正しいマスクの着用、換気について］

○ 正しいマスクの着用

・屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用しましょう。
・屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、着用の必要はありません。

○ 換気の徹底（屋内でのエアロゾル感染を防ぐために）

・エアコン使用中でも、「窓を開ける」「扇風機と換気扇を使用する」など、こまめに換気をしてください。
・家庭や事業所での会議などで、同じ場所に長時間滞在する場合は感染リスクが高まりますので、換気に注意してください。
・特に、学校、保育所等では、令和４年７月 14 日のコロナ分科会提言を踏まえた効果的な換気を行ってください。
・子どもたちが多く集まる場所では、周りの大人が換気の徹底を図るなど感染対策に気をつけてください。

・「三つの密」を回避して、人と人との距離を確保し、大声での会話を控えてください。

・旅行や帰省に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など感染リスクを回避する行動をとってください。

2　ほかの人に感染させないために

・毎朝の検温等による体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は、医療機関（夜間や医療機関が休みの時はきょうと新型コロナ医療相談センター）へ相談してください。

・体調に不安がある時は、家族を含めて外出を控えてください。

3　飲食時の感染対策

飲食時には

・適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用しましょう。
・会話の時はマスクを着用しましょう。
・お店では大声で話さないようにしましょう。
・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにしましょう。

※認証店：アクリル板の設置（適切な距離が確保されている場合は必ずしも必要ありません）や適切な換気など、京都府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店

4　ワクチン接種の推進

・ワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください。

・子どもの感染が広がっています。5 才以上の子どもについても、早めの接種を家族で検討してください。

・ワクチン接種を希望する方が、気がねなく接種に行ける環境を職場や学校等で整えてください。

・オミクロン株対応ワクチンの接種が始まりますので、早めの接種を検討してください。

・60 才以上の方や基礎疾患をお持ちの方は、重症化予防のため４回目のワクチン接種を積極的に受けてください。

Ⅱ　高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐ

1　高齢者等への感染を防ぐために

・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面や場所への外出を控えるなど、特に注意してください。

・従業員等で高齢者や基礎疾患のある方、同居者にそうした方がいる場合は、本人の申出を踏まえ、在宅勤務や時差出勤等の就業上の配慮を行ってください。

・帰省等で高齢者や基礎疾患のある方と接する場合は、できるだけ事前に検査を行うようにしてください。

2　医療機関・高齢者施設等でひろげないために

・医療機関、高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、オンラインでの面会などの各施設で決められた感染対策のルールを守ってください。

・高齢者施設内の感染拡大を防ぐため、従事者等に対する検査を行ってください。

・高齢者施設では、令和４年７月 14 日のコロナ分科会提言を踏まえた効果的な換気を行ってください。

Ⅲ　感染拡大・重症化を防ぐ

1　感染をひろげないために

・自宅療養中は外出をせず、同居の方がおられる場合は生活空間を極力分けてください。ただし、症状軽快後 24 時間が経過した方や無症状の方は、食料品の買い出しなど必要最低限の外出が出来ますが、マスクの着用や公共交通機関を利用しないこと、短時間とすることなど感染対策を徹底してください。

・療養期間が終了しても、発症から１０日間は感染対策の徹底と、感染リスクが高い場面、場所への外出の自粛をお願いします。

2　検査の活用

・感染に不安を感じる無症状の方は、無料検査実施事業を活用し検査を受検ください。（特措法第 24 条第９項に基づく要請）

・症状が軽く重症化リスクが低いと思われる方は、発熱外来の受診に代えて、市販の抗原定性検査キットや、医療機関で行う検査キットの配布事業の活用も検討してください。

3　重症化を防ぐために

・自宅療養中に症状が悪化した時は、発生届対象の方は保健所に、発生届対象外の方は京都府健康フォローアップセンター又は京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンターにご相談ください。

・救急外来、救急車は、緊迫している場合など、真に必要な場合に利用してください。

・救急車を呼ぶかどうか迷った時は、＃７１１９を積極的に活用してください。

Ⅳ　社会経済活動と両立するために

1　事業所等でひろげないために

・業務継続のため、症状がある従業員は休務させるとともに、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触の低減に取り組んでください。

・従業員等に対する出勤時の検温等の健康管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は勤務させないとともに、医療機関（夜間や医療機関が休みの時はきょうと新型コロナ医療相談センター）へ相談するよう指導してください。

・職場の感染対策を再点検し、特に居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での注意喚起を徹底してください。

・特措法第 24 条第 9 項により、業種別ガイドラインの遵守を要請しますので、適切に取り組んでください。

2　学校・保育所等でひろげないために

・学校生活や行事の中止を防ぐためにも、学校、保育所等での生活や送迎などの学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守ってください。

・クラス等での感染状況や濃厚接触者の特定の有無にかかわらず、毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は登校や登園を控えてください。

・学校等が休みの日も感染リスクが高い行動を控えるよう注意喚起してください。

3　大学等でひろげないために

・安心して学生生活を送るため、授業や研究活動、課外活動、寄宿舎・学生寮での生活について、大学等で決められた感染対策のルールを守ってください。

・毎朝の検温等、体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は通学を控えてください。

・飲食時には、会話の時にマスクを着用し、大声は出さず、長時間に及ばないようにするなど感染対策を徹底してください。

4　ホール等での催し物でひろげないために

・開催規模に関わらず、業種別ガイドラインに基づく入場整理等の感染防止対策を徹底してください。

・催し物（イベント等）の開催にあたっての要件は下表のとおりです。
なお、同一イベント等において、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分した場合、エリア毎に収容定員を設定して開催することも可能です。

○催し物（イベント等）の要件　(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

<table>
<tr><th>施設の規模
大声の有無</th><th>収容定員
5,000 人以下</th><th>収容定員
5,000 人超～10,000 人</th><th>収容定員
10,000 人超</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大声なしの
イベント</td><td rowspan="2">収容定員まで
入場可※</td><td>5,000 人まで
入場可※</td><td>収容定員の半分まで
入場可※</td></tr>
<tr><td colspan="2">「感染防止安全計画」を策定した場合、
収容定員まで入場可</td></tr>
<tr><td>大声ありの
イベント</td><td colspan="3">収容定員の半分まで入場可※</td></tr>
</table>

※感染防止チェックリストを作成し、ＨＰ・SNS 等で公表が必要

Withコロナに向けた新たな段階への移行【療養体制】

別紙

1　療養体制の新たな対応

【療養体制の新たな仕組み】

・発生届対象の方は、保健所が療養支援
・発生届対象外の方は、自身で健康管理。医療機関で渡されたチラシ（医療機関受診者）によりフォローアップセンターに登録することで、支援申込みが可能
・自己検査の方は、フォローアップセンターに検査結果を登録することで、支援申込みが可能

【自宅療養中の方への支援】

・発生届の対象・対象外の方ともに、自宅療養者への支援については、フォローアップセンターで対応
〔支援内容〕
・宿泊療養施設への入所
・生活支援物資の送付、パルスオキシメーター貸出

【自宅療養中の方の症状悪化時の対応】

症状悪化時に確実に医療につなげる仕組みを構築

・発生届対象の方は、これまで通り保健所が健康観察を行い、症状に応じ、受診調整や入院調整を実施

・発生届対象外の方は、新たに設置したフォローアップセンターが症状等に関する相談を受け、必要に応じて、所在地の保健所が受診先や入院先の調整を実施

Withコロナに向けた療養体制の新たな対応

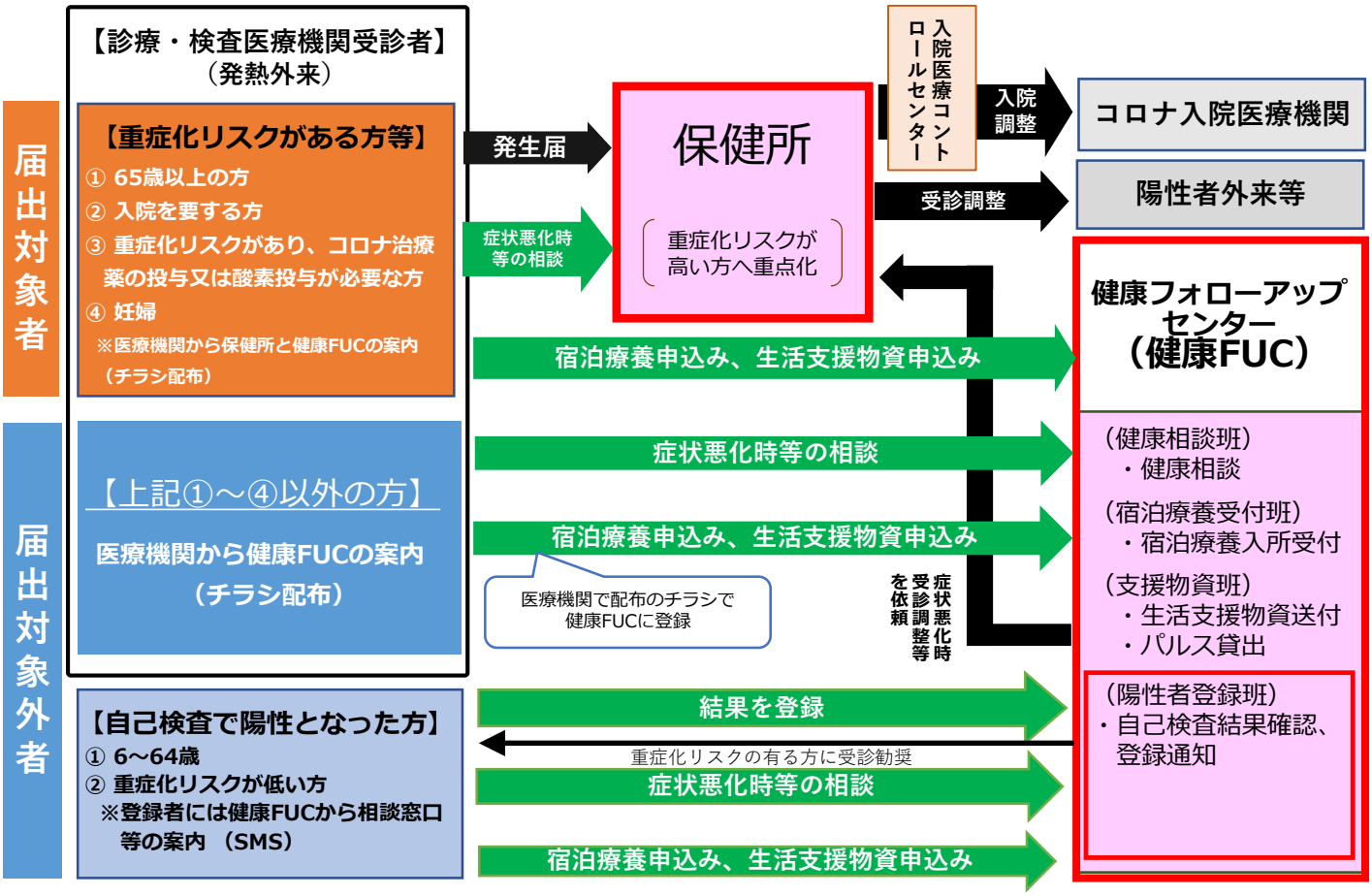

療養中の各種支援の対象となる方

支援内容	対象となる方
宿泊療養施設への入所	①発生届対象者で希望する方のうち、入院医療コントロールセンターが必要と判断した方 ②発生届対象外で、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、医療・介護従事者等との同居者で希望する方のうち、入院医療コントロールセンターが必要と判断した方
生活支援物資の送付	①発生届対象者のうち希望する方 ②フォローアップセンターに登録した方のうち希望する方 ※ただし、無症状者・有症状の場合で症状軽快から24時間経過し、食料品の買い出しが可能な方 や外出可能な同居家族がいる方は対象外
パルスオキシメーターの貸出	①発生届対象者のうち希望する方 ②フォローアップセンターに登録した方のうち希望する方

2　他府県の医療機関を受診した場合等

京都府内在住で他府県の医療機関を受診された方

・発生届対象の方の情報は、従来どおり、他府県から京都府（京都市）保健所に情報が移管。京都府（京都市）保健所からご本人に連絡
・発生届対象外の方は、ご自身で京都府（京都市）のフォローアップセンターに連絡

＜フォローアップセンター連絡先＞
京都府：075 -708- 2439　　京都市：050- 3614- 9575

京都府外在住で京都府内の医療機関を受診された方

・発生届対象の方は、京都府（京都市）保健所から在住地域管轄保健所に情報が移管され、在住地域管轄保健所からご本人に連絡
・発生届対象外の方は、ご自身で所在地域のフォローアップセンターに連絡（厚生労働省HPに各都道府県の連絡先案内が掲載）

3　療養証明書の発行

療養証明書に代わり、医療機関から配布されるチラシやフォローアップセンターから送信されるSMS通知を活用

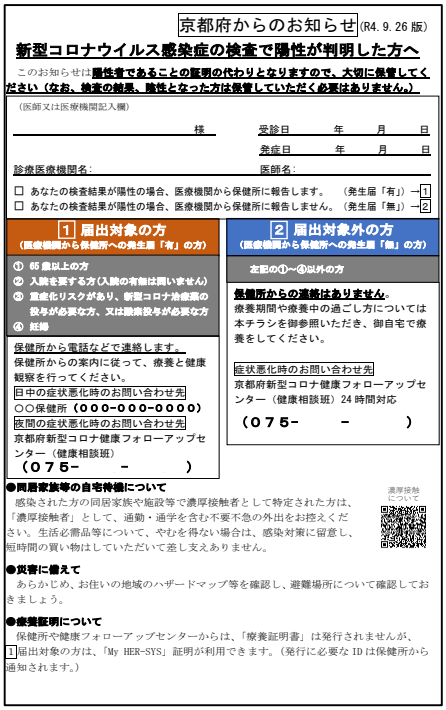

京都府からのお知らせ（R4. 9. 26 版）

新型コロナウイルス感染症の検査で陽性が判明した方へ

このお知らせは**陽性者であることの証明の代わりとなりますので、大切に保管してください（なお、検査の結果、陰性となった方は保管していただく必要はありません。）**

（医師又は医療機関記入欄）

様　　受診日　年　月　日
発症日　年　月　日
診療医療機関名：　医師名：

☐ あなたの検査結果が陽性の場合、医療機関から保健所に報告します。（発生届「有」）→1
☐ あなたの検査結果が陽性の場合、医療機関から保健所に報告しません。（発生届「無」）→2

1 届出対象の方
（医療機関から保健所への発生届「有」の方）

① 65 歳以上の方
② 入院を要する方（入院の有無は問いません）
③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与が必要な方、又は酸素投与が必要な方
④ 妊婦

保健所から電話などで連絡します。
保健所からの案内に従って、療養と健康観察を行ってください。
日中の症状悪化時のお問い合わせ先
○○保健所（000-000-0000）
夜間の症状悪化時のお問い合わせ先
京都府新型コロナ健康フォローアップセンター（健康相談班）
（075-　　-　　）

2 届出対象外の方
（医療機関から保健所への発生届「無」の方）

左記の①～④以外の方

保健所からの連絡はありません。
療養期間や療養中の過ごし方については本チラシを御参照いただき、御自宅で療養をしてください。

症状悪化時のお問い合わせ先
京都府新型コロナ健康フォローアップセンター（健康相談班）24 時間対応
（075-　　-　　）

●同居家族等の自宅待機について
感染された方の同居家族や施設等で濃厚接触者として特定された方は、「濃厚接触者」として、通勤・通学を含む不要不急の外出をお控えください。生活必需品等について、やむを得ない場合は、感染対策に留意し、短時間の買い物はしていただいて差し支えありません。

濃厚接触について

●災害に備えて
あらかじめ、お住いの地域のハザードマップ等を確認し、避難場所について確認しておきましょう。

●療養証明について
保健所や健康フォローアップセンターからは、「療養証明書」は発行されませんが、1届出対象の方は、「My HER-SYS」証明が利用できます。（発行に必要な ID は保健所から通知されます。）

チラシ（案）

（参考）陽性者数報告の取扱い

発生届の対象となる者
・これまでどおり医療機関から保健所へ発生届を提出

発生届の対象外の者
・今後は発生届の提出に代えて、医療機関及びフォローアップセンターが年代別総数をHER-SYSで報告（FAXの場合は保健所に報告）

発生届・年代別総数報告のフロー

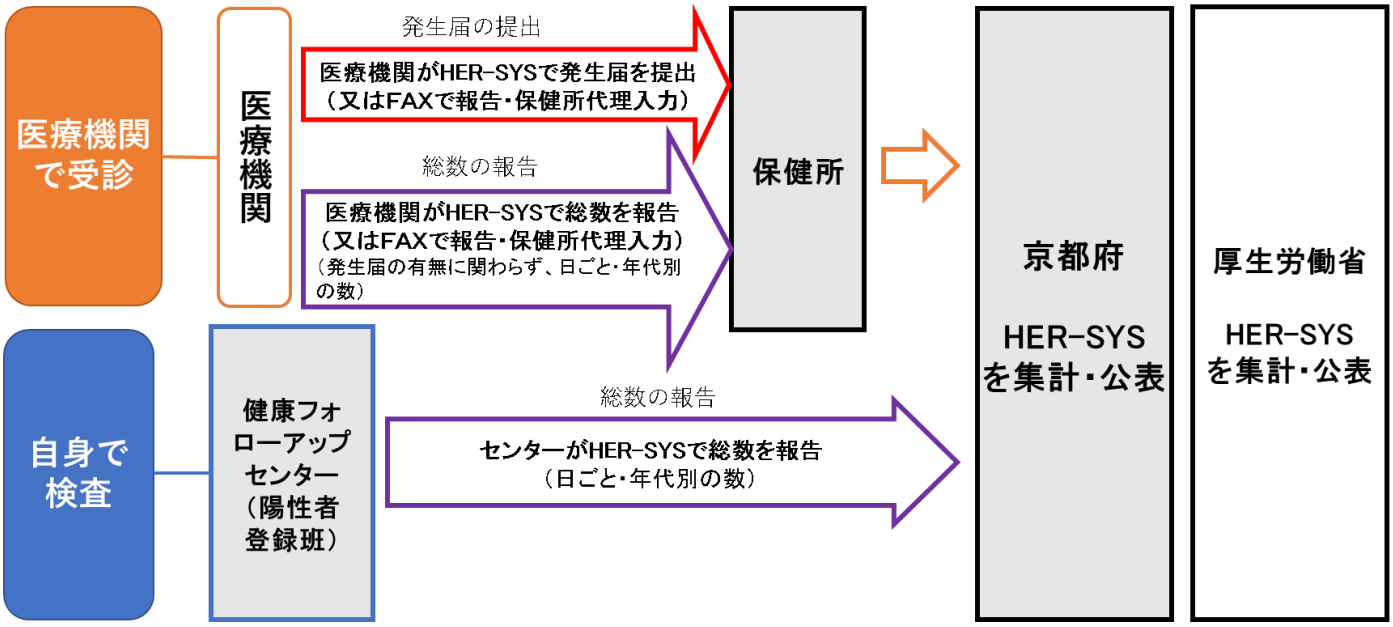

オミクロン株対応ワクチン接種の開始

1 オミクロン株対応(２価)ワクチンの対象者

・初回接種を終えた全ての12歳以上の方（府内:約199万人）

① **9月21日以降、重症化リスクが高い４回目未接種の高齢者等から順次接種開始**　（府内:約29万人）

② 10月半ば以降※、全対象者へ接種を拡大　（府内:約170万人）
※市町村ごとに、①の方を対象とした接種の完了が見込めた段階で前倒しの開始が可能

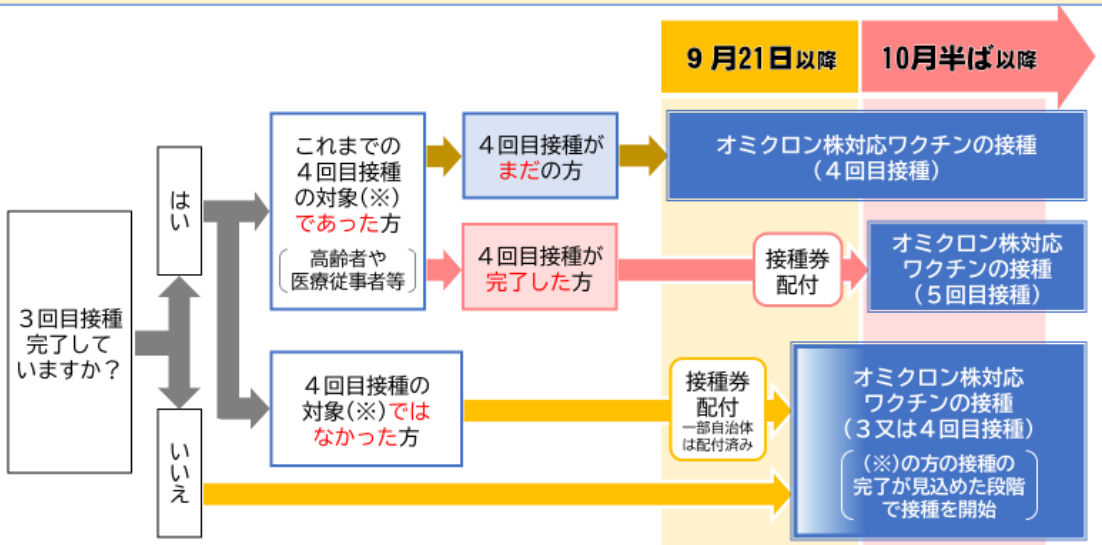

(※)３回目接種終了から５か月が経過した①60歳以上の方、②18歳以上で基礎疾患を有する方その他重症化リスクが高いと医師が認める方、③医療従事者、高齢者施設従事者等

※厚生労働省パンフレットをもとに府で作成

2 使用ワクチン

・ファイザー(2価)及びモデルナ(2価)（従来株及びオミクロン株に対応）

	初回接種の対象者（1・2回目）	3回目以降の対象者		接種場所
		12～17歳	18歳以上	
ファイザー（2価）	×（使用不可）	○	○	市町村接種会場、医療機関
モデルナ（2価）	×（使用不可）	×（使用不可）	○	京都府接種会場等

・10月上旬までに約65万人分のワクチンが国から供給予定
（9/19の週から供給開始、今後年内に対象者全体に対する十分量を供給）

	ファイザー	モデルナ	合　計
9月	約40万人分	約4万人分	約44万人分
10月上旬	約15万人分	約6万人分	約21万人分
計	約55万分人	約10万人分	約65万人分

・供給量の多いファイザー（約85％）を市町村に配分
モデルナは、府接種会場を中心に使用

ワクチン接種の推進

3 接種の推進

（１）市町村接種体制の支援

・ 接種スタッフが不足する市町村に医療従事者を派遣

（２）京都府接種会場での接種

・ オミクロン株対応ワクチン接種を行い、接種スピードを加速
（**モデルナ使用**）

会　　場	開　始　日
京都タワー会場	9月26日(月)
京都田辺中央病院会場	10月1日(土)
綾部ルネス病院会場	10月5日(水)

⇒**9/26(月)からオミクロン株対応ワクチンの接種開始**
本日(9/21)から予約受付

対象者：４回目接種の対象者で未接種の方
※上記以外の初回接種を終えた方については、
10月以降に受付開始予定

初回接種(1・2回目)の機会の確保

初回接種を終えていない方は、これまでの従来型ワクチンによる接種が必要

(市町村)
・ 医療機関等で初回接種を引き続き実施

(京都府)
・ 京都タワー会場に加え、新たに綾部ルネス病院会場、京都田辺中央病院会場でも初回接種を実施し、接種機会を拡充

Withコロナに向けた新たな段階への移行

令和4年9月21日

京都府知事　西脇 隆俊

新規陽性者数と病床使用率の推移

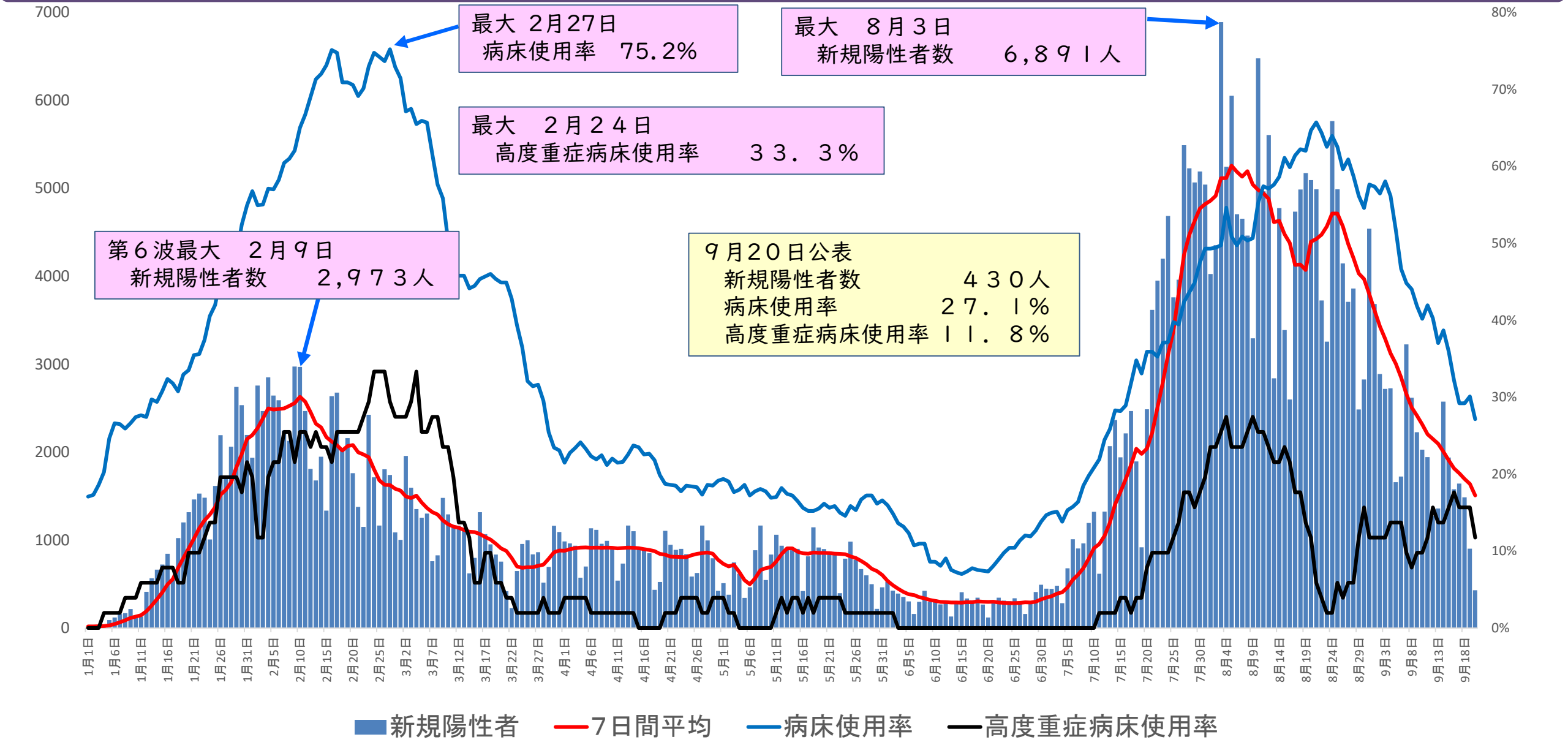

Withコロナに向けた新たな段階への移行に向けた取組

◆療養体制の新たな対応

・高齢者等の重症化リスクのある方を重点的に対応

・重症化リスクの少ない方も、しっかりとフォローアップ

◆オミクロン株対応ワクチン接種の開始

◆感染拡大防止と社会経済活動の両立

⇨ 京都BA.5対策強化宣言 → Withコロナに向けた新たな段階へ移行

（9月26日～）

療養体制の新たな対応の概要

◆ 令和4年9月26日から開始

◆ 患者の発生届の対象を以下の4類型に限定

発生届出の対象となる方
① 65歳以上の方
② 入院を要する方
③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方 又は 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
④ 妊婦

◆ 感染者の年代別全数把握を継続（届出対象外患者も含む）

Withコロナに向けた療養体制の新たな対応

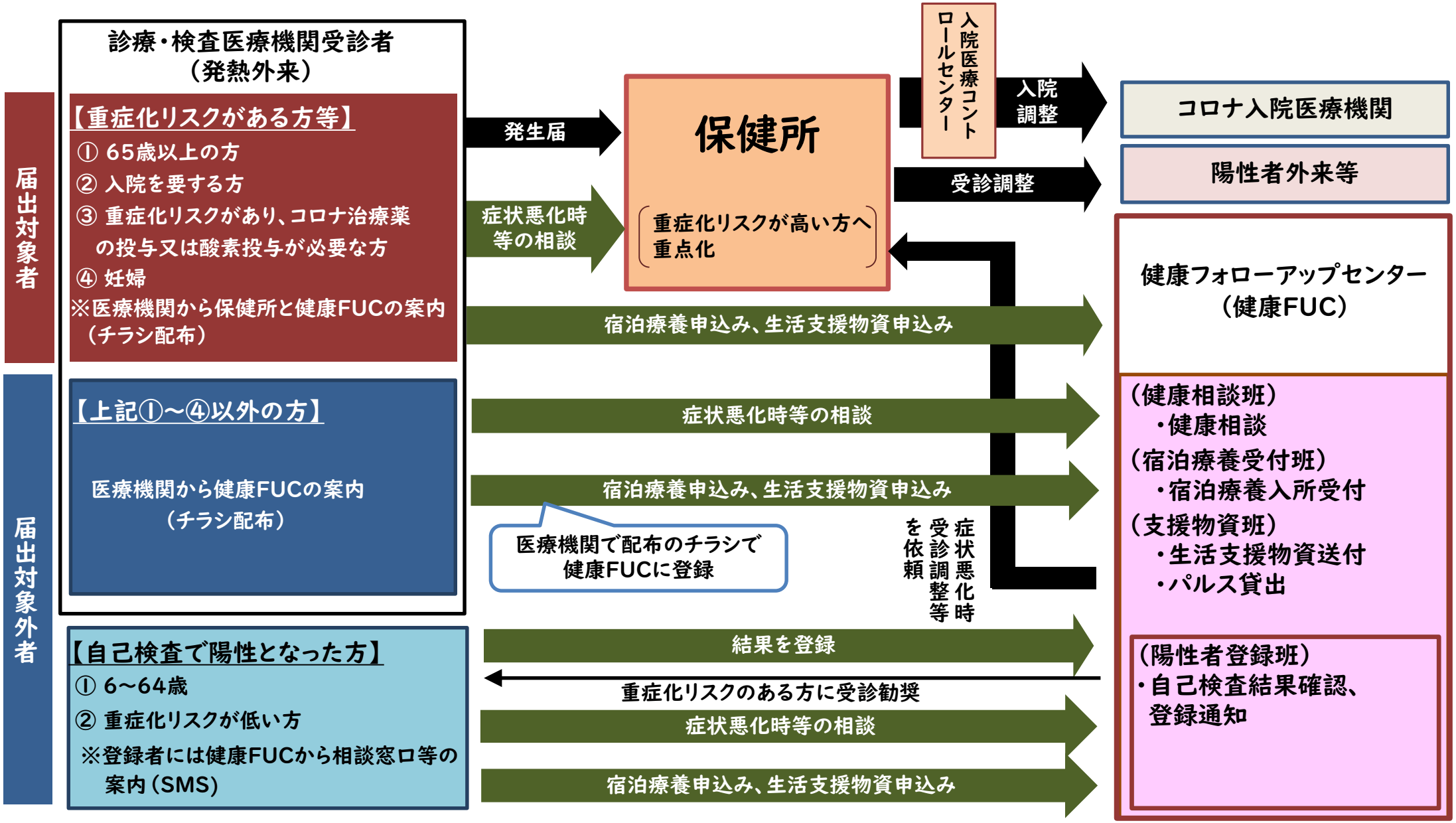

療養中の各種支援の対象となる方

支援内容	対象となる方
宿泊療養施設への入所	以下のうち、入院コントロールセンターが必要と判断した方 ①発生届対象者で希望する方 ②発生届対象外の方で、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、医療・介護従事者等との同居者で希望する方
生活支援物資の送付	①発生届対象者のうち希望する方 ②フォローアップセンターに登録した方のうち希望する方 <ただし、以下の場合は対象外> ・無症状の方又は有症状の場合で症状軽快から24時間経過した方で、食料品の買い出しが可能な方 ・外出可能な同居家族がいる方
パルスオキシメーターの貸出	①発生届対象者のうち希望する方 ②フォローアップセンターに登録した方のうち希望する方

◆ 療養証明書については、療養証明書に代わり、
医療機関から配布されるチラシやフォローアップセンターから送信されるSMS通知を活用

他府県の医療機関を受診した場合等の対応

京都府内在住で他府県の医療機関を受診された方

発生届対象の方　京都府／京都市の保健所からご本人に連絡します

発生届対象外の方　ご自身でフォローアップセンターに連絡してください

＜フォローアップセンター連絡先＞
京都府：075-708-2439　京都市：050-3614-9575　（土日祝含む 24時間対応）

京都府外在住で京都府内の医療機関を受診された方

発生届対象の方　在住地域管轄の保健所からご本人に連絡があります

発生届対象外の方　ご自身で在住地域のフォローアップセンター(※)に連絡してください

（※厚生労働省HPに各都道府県の連絡先案内を掲載）

発生届・年代別総数報告のフロー

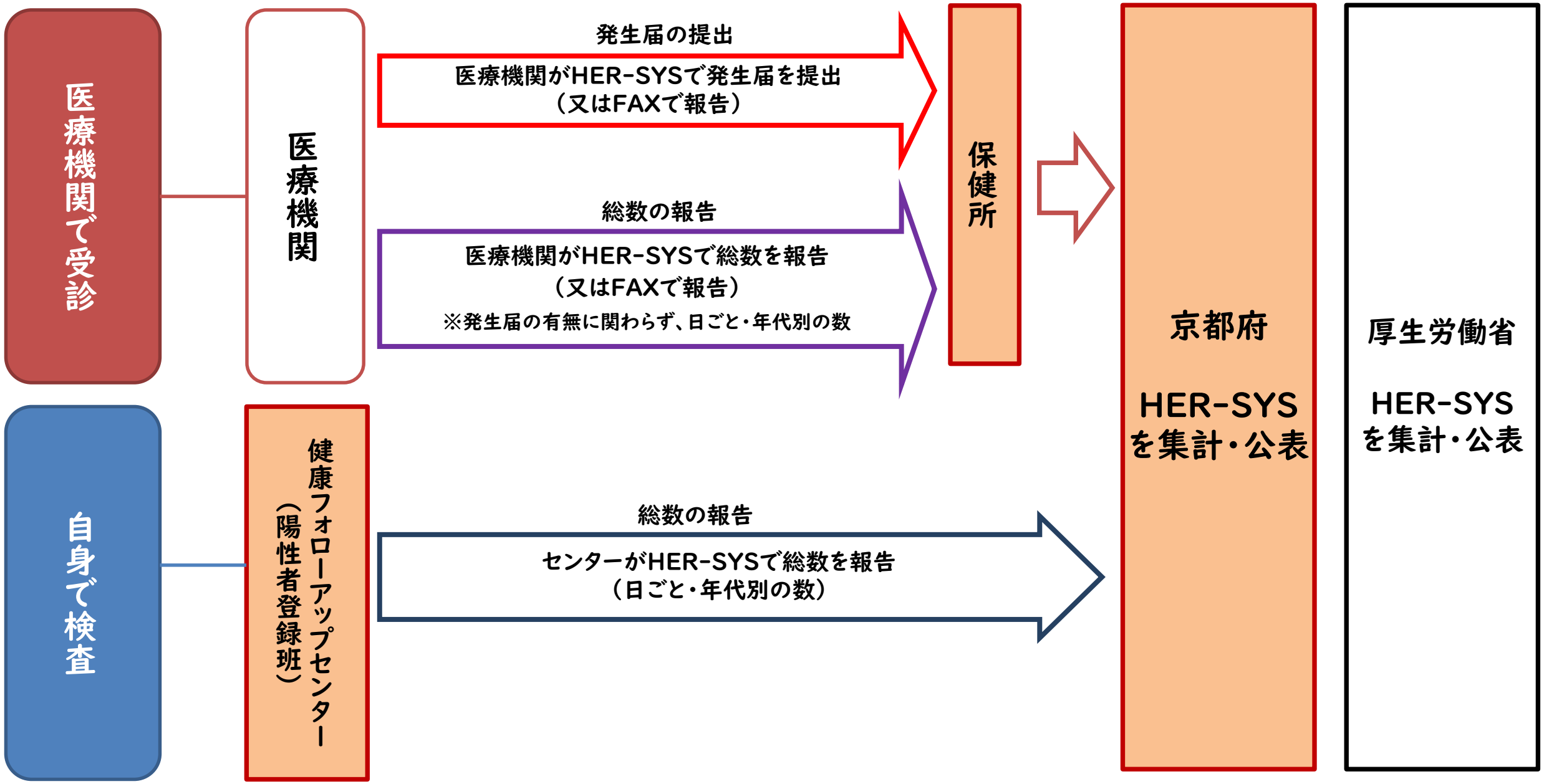

オミクロン株対応ワクチン接種の開始

対象者

初回接種（1、2回目）を終えた全ての12歳以上の方

使用ワクチン

ファイザー及びモデルナ（従来株及びオミクロン株に対応）

	初回接種の対象者（1・2回目）	3回目以降の対象者		接種場所
		12～17歳	18歳以上	
ファイザー	×（使用不可）	○	○	市町村接種会場、医療機関
モデルナ	×（使用不可）	×（使用不可）	○	京都府接種会場等

※供給量の多いファイザーを市町村に配分
※モデルナは府接種会場を中心に使用

オミクロン株対応ワクチンの接種が始まりますので、早めの接種を検討してください

オミクロン株対応ワクチンの接種スケジュール

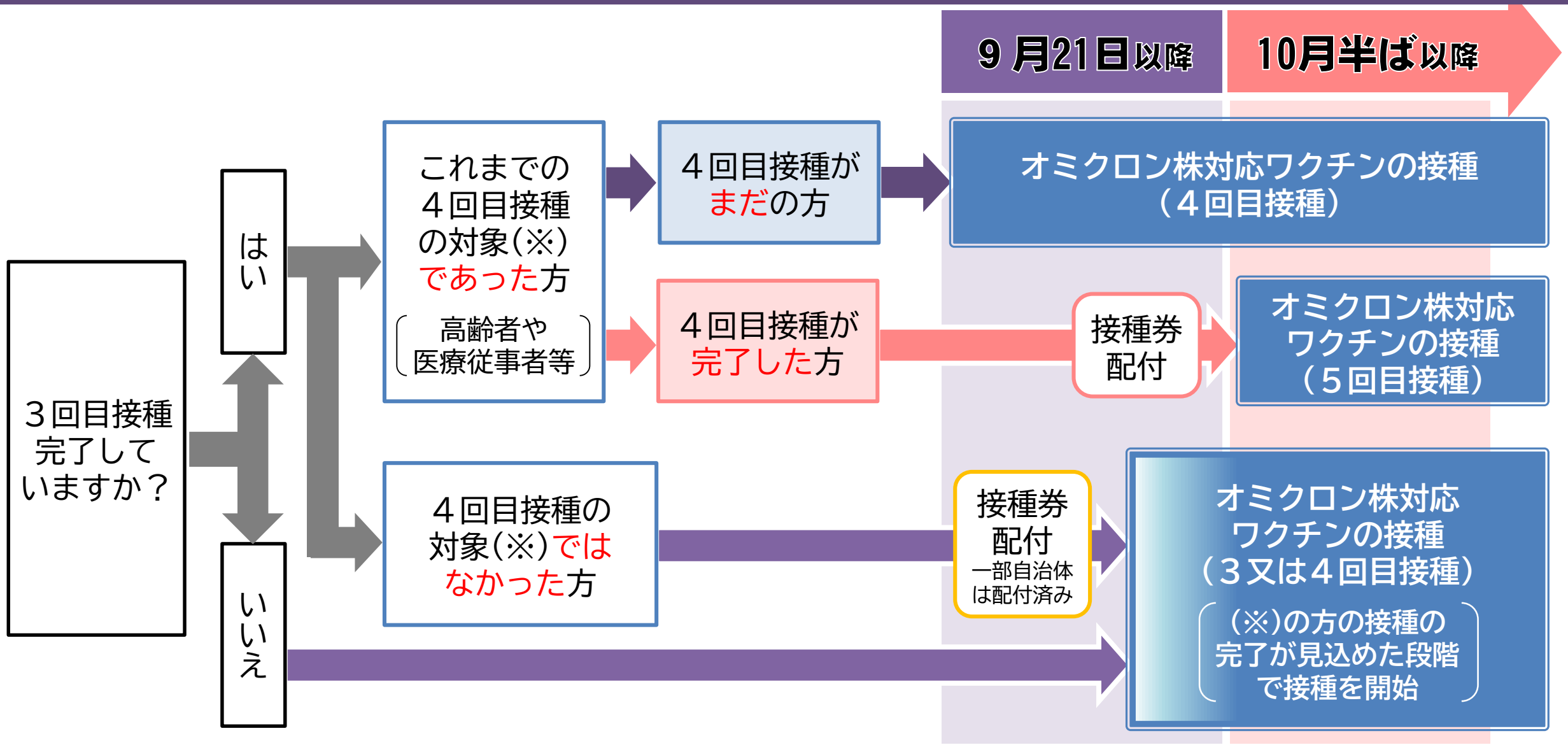

（※）３回目接種終了から５か月が経過した①60歳以上の方、②18歳以上で基礎疾患を有する方
その他重症化リスクが高いと医師が認める方、③医療従事者、高齢者施設従事者等

オミクロン株対応ワクチン接種の推進

（1）市町村接種体制の支援

接種スタッフが不足する市町村に医療従事者を派遣

（2）京都府接種会場での接種

府会場でもオミクロン株対応ワクチン接種を実施

使用ワクチン	モデルナ
接種開始日	◆京都タワー会場　：　9月26日（月） ◆京都田辺中央病院会場：10月　1日（土） ◆綾部ルネス病院会場　：10月　5日（水）

※本日（9／21）から予約受付開始

初回接種（1、2回目）の機会の確保

初回接種を終えていない方

→ 従来型ワクチンによる接種が必要

市町村

◆医療機関等で引き続き実施

京都府

◆京都府接種会場（※）での接種機会を拡充

※京都タワー会場、②綾部ルネス病院会場、③京都田辺中央病院会場

→今回新たに初回接種を実施（追加）

・ワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください
・子どもの感染が広がっています。
　5歳以上のお子さんについても、早めの接種を家族で検討してください

基本的な感染防止対策の徹底

自分が感染しないために

- ◆ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、換気を行ってください
- ◆ 旅行等においては、感染リスクを回避する行動をとってください

ほかの人に感染させないために

- ◆ 体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は、医療機関（※）へ相談してください。

（※）夜間や医療機関が休みの場合：「きょうと新型コロナ医療相談センター」

- ◆ 体調に不安がある時は、家族を含めて外出を控えてください

飲食時には

- ◆ 適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用しましょう
- ◆ 余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにしましょう

高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐ

高齢者等への感染を防ぐために

◆ 高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、
感染リスクの高い場面や場所への外出を控えるなど、特に注意してください

医療機関・高齢者施設等でひろげないために

◆ 医療機関、高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、
オンラインでの面会など各施設の感染対策のルールを守ってください

感染拡大・重症化を防ぐ

感染をひろげないために

◆ 自宅療養中は外出をしないでください

ただし、症状軽快後24時間が経過した方や無症状の方

→食料品の買い出しなど必要最低限の外出が可能です

外出の際は、

①マスクの着用、②公共交通機関を利用しない、③短時間　を徹底してください

◆ 療養期間が終了しても、

①発症から10日間は感染対策の徹底
②感染リスクが高い場面、場所への外出の自粛

をお願いします

自宅療養時に症状が悪化した時は

◆発生届対象の方　→　保健所
発生届対象外の方　→　フォローアップセンター

にご相談ください

社会経済活動と両立するために

事業所等でひろげないために

- ◆ 症状がある従業員は休務させてください
- ◆ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、
  人との接触の低減に取り組んでください

学校・保育所等でひろげないために

- ◆ 学校生活や行事の中止を防ぐためにも
  学校・保育所等で決められた感染対策のルールを守ってください

大学等でひろげないために

- ◆ 授業や研究活動、課外活動、寄宿舎・学生寮での生活について
  大学等で決められた感染対策のルールを守ってください

ホール等での催し物の開催

開催規模に関わらず、業種別ガイドラインに基づく入場整理等の感染防止対策を徹底してください

○催し物（イベント等）の要件（特措法第24条第9項に基づく要請）

施設の規模 大声の有無	収容定員 5,000人以下	収容定員 5,000人超～10,000人	収容定員 10,000人超
大声なしのイベント	収容定員まで入場可（注）	5,000人まで入場可（注）	収容定員の半分まで入場可（注）
		「感染防止安全計画」を策定した場合、収容定員まで入場可	
大声ありのイベント	収容定員の半分まで入場可（注）		

（注）感染防止チェックリストを作成し、HP・SNS等で公表が必要

同一イベント等において、「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分した場合
→ エリア毎に収容定員を設定して開催することも可能